

第5期紋別市障害福祉計画
(平成30年度～平成32年度)

(案)

紋 別 市

目次

第1章 計画の基本的な考え方

1 法令の根拠	1
2 計画策定の趣旨	1
3 計画の位置づけ	1
4 計画策定における基本的視点	2
5 計画の期間	2

第2章 サービス見込量と確保のための方策

1 障害福祉サービスのサービス見込量と確保策	3
(1) 訪問系サービス	3
(2) 日中活動系サービス	4
(3) 居住系サービス	8
(4) 相談支援サービス	10
(5) 障害のある児童への支援（障害児福祉計画）	11
2 地域生活支援事業のサービス見込量と確保策	13
(1) 理解促進研修・啓発事業	13
(2) 自発的活動支援事業	13
(3) 相談支援事業	14
(4) 成年後見制度利用支援事業	15
(5) 意思疎通支援事業	15
(6) 日常生活用具給付等事業	16
(7) 手話奉仕員養成研修事業	17
(8) 移動支援事業	17
(9) 地域活動支援センター事業	18
(10) その他の地域生活支援事業	19
3 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る成果目標	20
(1) 施設入所者の地域生活への移行	20
(2) 入院中の精神障害のある人の地域生活への移行	20
(3) 福祉施設から一般就労への移行	21

第3章 紋別市障害者自立支援協議会

- 1 協議会の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 2
- 2 協議会における協議事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 2
- 3 紋別市障害者自立支援協議会の今後の取り組み・・・・・・・・ 2 3

第4章 計画の推進

- 1 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 4
- 2 計画の推進体制の方策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 4
- 3 計画の点検と管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 5

第1章 計画の基本的な考え方

1 法令の根拠

紋別市障害福祉計画は、障害者総合支援法（平成17年法律第123号）第88条第1項の規定に基づいて策定するものです。

障害者総合支援法第88条第1項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

2 計画策定の趣旨

この計画は、障害者総合支援法に基づき、障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、国が定める基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業等の必要量や確保のための方策を定める計画で、これまで平成18年度に第1期計画（平成18年度から平成20年度）、平成20年度に第2期計画（平成21年度から平成23年度）、平成23年度に障害自立支援法の改正等を踏まえた第3期計画（平成24年度から平成26年度）、平成26年度に第4期計画（平成27年度から平成29年度）を策定し、障害福祉サービスや地域生活支援事業を推進するための基盤整備等について、計画的に施策の推進を図ってきました。

第5期計画（平成30年度から平成32年度）は、第4期計画の数値目標に対する進捗状況や、各年度における障害福祉サービス等の実績を踏まえ、具体的な数値目標や、各年度における障害福祉サービス等の見込量を設定し、本市における施策の一層の充実を図るために策定するものです。

3 計画の位置づけ

この計画は、障害者総合支援法第88条第1項に基づき、国の基本指針に即して策定する計画で、3年を期間として見直しを図ることとされており、平成29年度までを計画期間とする第4期計画を見直し、平成30年度からの第5期計画を策定するものです。

また、本計画は紋別市障害者計画の基本理念を継承し、紋別市地域福祉計画等、障害者等に関する事項を定める計画や、北海道が策定する北海道障がい福祉計画との整合性を保つものとしします。

4 計画策定における基本的視点

・障害者の自己決定の尊重と意思決定の支援

ノーマライゼーションの理念のもと、障害の種別や程度を問わず、障害のある人が自らその居住場所を選択し、必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、相談支援体制や障害福祉サービス等の提供体制の充実を図ります。

・障害種別によらない一元的な障害福祉サービス等の実施

障害のある人が身近な地域において、障害福祉サービス等を受けることができ、安心して生活ができるよう、市町村が実施主体として、障害種別によらない一元的な障害福祉サービス等を実施し充実を図ります。

・入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害のある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や、地域生活の継続の支援、就労支援といった新たな課題に対応するため、サービス提供体制を整えとともに、障害のある人を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域における生活支援の拠点づくりや、地域社会、NPO法人やボランティア等による援助活動など、地域の社会資源を最大限に活用し、基盤整備を進めます。

5 計画の期間

「障害福祉計画」は、3年を1期として策定することとされており、第5期となる本計画の計画期間は、平成30年度から平成32年度までの3カ年とします。

また、平成33年度以降は、「障害者計画」が6カ年計画となることから、両計画を連動させて進行させることとしました。

H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度～
第2次障害者計画 (H24年度～)		第3次障害者計画				第4次障害者計画
第4期障害福祉計画			第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画

第2章 サービス見込量と確保のための方策

1 障害福祉サービスのサービス見込量と確保策

(1) 訪問系サービス

【訪問系サービスの内容】

サービス名	内 容
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴や排泄、食事などの介助を行います。
同行援護	視覚障害により移動が著しく困難な人に、外出に必要な情報の提供や移動の援護等を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度訪問介護	重度の障害があり常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排泄、食事などの介助や外出時の移動の支援等を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護が必要で、介護の必要の程度が著しく高い人に、居宅介護などのサービスを包括的に提供します。

【サービス量確保のための方策】

本市の訪問系サービスの利用状況については、重度障害者等包括支援の利用実績はなく、概ね居宅介護サービスの利用が主体となっています。

障害のある人が、個々の状況に応じて必要なサービスが適切に利用できるよう、訪問系サービスの事業所や相談支援事業所と連携を図り、サービス提供量の維持・確保、サービスの質の向上に努めます。

【サービスの実績量及び目標量】

サービス名	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
居宅介護(ホームヘルプ) 同行援護 行動援護	実人数 人/月	52	51	51	51	51	51
重度訪問介護 重度障害者等包括支援	利用量 時間/月	560	644	618	638	638	638

(2) 日中活動系サービス

①生活介護

常に介護を必要とする人に、入浴、排泄、食事の介護などを行なうとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。

主な利用者は、施設入所者やグループホーム入居者で、利用実績に大きな変動がないため、ほぼ横ばいの利用状況で推移しております。

【サービスの実績量及び目標量】

サービス名	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
生活介護	実人数 人/月	104	104	104	104	104	104
	利用量 人日/月	1685	2121	2025	2080	2080	2080

②療養介護

医療的ケアを必要とする人のうち、常に介護を必要とする人に、主に日中病院等において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の相談支援を行います。

現在、本市には実施事業所はなく、市外の事業所での利用となっており、対象者が筋ジストロフィー患者や重症の心身障害にある人などに限定されるため、現在の利用者数と同数を見込んでいます。

【サービスの実績量及び目標量】

サービス名	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
療養介護	実人数 人/月	10	9	9	9	9	9

③自立訓練(機能訓練・生活訓練・宿泊型)

自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

現在、本市には実施事業所はなく、宿泊型自立訓練において、市外の事業所での利用を見込んでいます。

【サービスの実績量及び目標量】

サービス名	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
自立訓練(機能訓練)	実人数 人/月	0	0	0	0	0	0
	利用量 人日/月	0	0	0	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	実人数 人/月	0	0	0	0	0	0
	利用量 人日/月	0	0	0	0	0	0
自立訓練(宿泊型)	実人数 人/月	0	1	1	1	1	0
	利用量 人日/月	0	26	20	23	23	0

④就労移行支援

一般就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。

平成29年度に1箇所の事業所が開設し、利用の増加を見込んでいます。

【サービスの実績量及び目標量】

サービス名	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
就労移行支援	実人数 人/月	1	2	2	3	4	5
	利用量 人日/月	40	23	4	30	40	50

⑤就労継続支援(A型・B型)

・就労継続支援A型

一般企業等での就労が困難な人のうち、雇用契約に基づき継続的に就労することが可能な人を対象に、雇用契約に基づき、生産活動、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。

平成29年度に1箇所の事業所が開設したことで、現在、本市には2箇所の事業所があり、利用の増加を見込んでいます。

・就労継続支援B型

就労移行支援事業等を利用したが、企業就労等に結びつかなかった人や一定年齢に達している人などを対象に、生産活動、その他の活動機会の提供や、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。

現在、本市には2箇所の事業所があり、利用の増加を見込んでいます。

【サービスの実績量及び目標量】

サービス名	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
就労継続支援(A型)	実人数 人/月	14	16	25	27	29	31
	利用量 人日/月	142	210	366	378	406	434
就労継続支援(B型)	実人数 人/月	33	37	37	39	41	43
	利用量 人日/月	458	470	458	468	492	516

⑥就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人に、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。

平成30年度に創設予定のサービスで、本市では1箇所の事業所が行う予定で、新規利用者を見込んでいます。

【サービスの実績量及び目標量】

サービス名	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
就労定着支援	実人数 人/月	—	—	—	2	3	4

⑦短期入所(ショートステイ)

介護する人が病気の場合などに、障害のある人に短期間施設入所してもらい、入浴、排泄、食事の介護や日常生活に必要な支援を行います。

短期入所は、利用者数が限られていることから、利用状況は横ばいとなっています。

現在の利用状況とほぼ同数を見込んでいます。

【サービスの実績量及び目標量】

サービス名	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
短期入所 (ショートステイ)	実人数 人/月	7	7	7	7	7	7
	利用量 人日/月	105	62	57	60	60	60

【サービス量確保のための方策】

○就労支援の充実

- ・就労支援事業所、ハローワークや商工会議所、障がい者就業・生活支援センター、一般企業等と連携を図り、障害のある人の雇用に関する情報の提供に努め、就労機会の拡大を図ります。
- ・障害のある人の就労収入が向上するよう、事業所等と調整を図り「障害者優先調達推進法」に基づく物品や役務を調達する取り組みを推進します。

○サービスの質の向上

- ・市内の就労支援事業所間において、ネットワーク構築を図り、同じく抱える問題等を共有しあえる場をつくり、また、研修等を通じて、サービスの質の向上、人材の育成に努めます。

○短期入所の充実

- ・短期入所は、重度障害のある人のニーズが高くなってきており、事業所数も少なく、定員枠も少ない現状から、既存事業所への定員枠拡大の働きかけや新たなサービス提供事業者参入の促進など、受け入れ体制の確保に努めます。

(3) 居住系サービス

①自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等を利用していた人で一人暮らしを希望する人に対し、定期的に居宅を訪問し、食事・洗濯・掃除などに課題はないか、公共料金や家賃に滞納はないか、体調に変化はないか、通院しているか、地域住民との関係は良好か、などについて確認を行い、必要な助言や医療機関との連絡調整を行います。

平成30年度に創設予定のサービスで、市内においてサービス提供を予定している事業所はありません。

【サービスの実績量及び目標量】

サービス名	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
自立生活援助	実人数 人/月	-	-	-	0	0	0

②共同生活援助(グループホーム)

夜間や休日、共同生活を行う住居において、相談や日常生活上の援助を行います。近年、ニーズが高まり入居者が増加傾向にあります。今後、新たに開設が予定されていることから、入居者の増加を見込んでいます。

【サービスの実績量及び目標量】

サービス名	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
生活援助 (グループホーム)	実人数 人/月	36	37	37	40	43	46

※平成26年度に共同生活介護(ケアホーム)が、共同生活援助に一元化しています。

③施設入所支援

主として夜間、施設に入所している人に対し、入浴、排泄、食事の介護などの日常生活上の支援を行います。

近年、施設入所者数は、横ばいで、グループホーム等地域の受け入れ体制整備が徐々に進んでいるものの、地域移行に向けては、必要な社会資源が不足している状況にあります。

【サービスの実績量及び目標量】

サービス名	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
施設入所支援	実人数 人/月	85	86	86	86	85	84

【サービス量確保のための方策】

○グループホームの整備促進

・施設入所者等障害のある人が地域で自立した生活が送れるよう、居住の場となるグループホームの整備を促進します。

(4) 相談支援サービス

【相談支援サービスの内容】

サービス名	内 容
計画相談支援	障害福祉サービス等に係る利用計画の作成や、サービス事業者等との連絡調整、定期的なモニタリングや計画の見直しを行います。
地域移行支援	入所施設や病院に長期入所等をしている人を対象として、地域での生活に移行するための準備に必要な支援を行います。
地域定着支援	単身等で生活する障害のある人に対し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。

【サービス量確保のための方策】

○計画相談支援については、サービスを利用する全ての人が必要となるため、今後利用者が増加が見込まれることから、指定特定相談支援事業所と連携を図り、相談支援体制の維持に努めます。

○地域移行支援、地域定着支援については、現在、利用者はいないものの、今後利用が見込まれることから、指定一般相談支援事業所と連携を図り、支援体制の確保に努めます。

【サービスの実績量及び目標量】

サービス名	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画相談支援	実人数 人/年	216	222	222	227	232	237
地域移行支援	実人数 人/年	0	0	0	1	1	1
地域定着支援	実人数 人/年	0	0	0	1	1	1

(5) 障害のある児童への支援(障害児福祉計画)

児童福祉法第33条の20第1項において、障害児福祉計画を定めることとされていますが、同法33条の19第1項および障害者総合支援法第88条第6項において、障害福祉計画と一体のものとして作成することができることと定められているため、本計画において一体のものとして作成します。

①障害児通所支援

・児童発達支援

障害や発達の遅れのある未就学児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活の適応訓練等、発達や成長に応じた適切な支援を行います。

・放課後等デイサービス

学校通学中の障害のある児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、障害のある児童の放課後等の居場所づくりを行います。

【サービスの実績量及び目標量】

サービス名	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
児童発達支援	実人数 人/月	32	35	35	35	35	35
	利用量 人日/月	85	77	59	70	70	70
放課後等デイサービス	実人数 人/月	39	48	51	51	51	51
	利用量 人日/月	252	256	258	255	255	255

②保育所等訪問支援

障害のある児童が集団生活に適応することができるよう、身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な支援を行います。

現在、市内において実施事業所はありませんが、サービスに対してのニーズが高いことや、生活の中での療育が重要であることから、実施事業所の整備を促進します。

【サービスの実績量及び目標量】

サービス名	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
保育所等訪問支援	実人数 人/月	0	0	0	0	0	1
	利用量 人日/月	0	0	0	0	0	2

③障害児相談支援

障害児通所支援等に係る利用計画の作成や、サービス事業者等との連絡調整、定期的なモニタリングや計画の見直しを行います。

【サービスの実績量及び目標量】

サービス名	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
障害児相談支援	実人数 人/月	71	86	86	93	100	107

【サービス量確保のための方策】

○近年、児童発達支援、放課後等デイサービスの利用ニーズが高まっていることから、定員枠拡大、人材の確保、サービスの質の向上に努め、障害のある児童への支援体制の充実を図ります。

2 地域生活支援事業のサービス見込量と確保策

(1)理解促進研修・啓発事業

【理解促進研修・啓発事業の内容】

サービス名	内 容
理解促進研修・啓発事業	障害のある人に、日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障害のある人に対する理解を深めるためのイベント等の開催、啓発活動などを行います。

【サービス量確保のための方策】

○理解促進研修・啓発事業について、「ふれあい広場もんべつ」を開催し、地域住民に障害のある人に対する理解を深めてもらうため、啓発活動を実施しております。今後も当イベントの開催継続を図り、啓発活動に努めます。

【サービスの実績量及び目標量】

サービス名	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
理解促進研修啓発事業	実施有無	有	有	有	有	有	有

(2) 自発的活動支援事業

【自発的活動支援事業の内容】

サービス名	内 容
自発的活動支援事業	障害のある人、その家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動（ピアサポート、ボランティア活動など）を支援します。

【サービス量確保のための方策】

○自発的活動支援事業について、当事者団体である西紋地区精神障害者家族連合会が実施する精神障害に関する学習会や地域住民に対しての啓発活動に対して、支援を行っています。今後も、当団体の活動継続が図れるよう支援に努めます。

【サービスの実績量及び目標量】

サービス名	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
自発的活動支援事業	実施有無	有	有	有	有	有	有

(3) 相談支援事業

【相談支援事業の内容】

サービス名	内 容
障害者相談支援事業	障害のある人の福祉に関するさまざまな問題に対し、その相談に応じ、必要な情報提供や助言等を行います。
地域自立支援協議会	相談支援体制や地域の障害福祉を推進する中核的な役割を果たす機関です。
相談支援機能強化事業	相談支援事業の機能を強化するため、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する職員を配置します。
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住居への入居にあたって、保証人がいないなどの理由により入居が困難で支援が必要な障害のある人に、入居に必要な調整等に関する支援を行います。

【サービス量確保のための方策】

○障害者相談支援事業について、現在本市には、2箇所の相談支援事業所があり、その内1箇所は、地域の相談支援の中核を担う「基幹相談支援センター」として事業を実施しております。障害のある人が、身近な地域で気軽に相談ができ、適切な情報提供や支援を受けることができるよう、相談支援事業の普及啓発を図るとともに、困難事例の対応、地域の相談機関との連絡強化、権利擁護・虐待防止の取り組みなど、相談支援体制の強化を図ります。

○地域自立支援協議会について、現在、本市は、「紋別市障害者自立支援協議会」を設置しており、この協議会において、障害福祉に関するさまざまな問題の協議、情報の共有化を図る場となるよう、福祉関係者の連携体制の強化を図ります。

また、より具体的な問題の協議の場として、分野別の実務担当者等が参加可能な専門部会も設置しており、併せて連携体制の強化を図ります。

【サービスの実績量及び目標量】

サービス名	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
障害者相談支援事業	事業箇所	2	2	2	2	2	2
	基幹相談支援センター	設置有無	有	有	有	有	有
地域自立支援協議会	事業箇所	1	1	1	1	1	1
相談支援機能強化事業	事業箇所	1	1	1	1	1	1
住宅入居等支援事業	事業箇所	0	0	0	0	0	0

(4) 成年後見制度利用支援事業

判断能力が不十分な障害のある人に、障害福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われるよう、成年後見制度の利用を支援します。

今後、利用者の増加が予想されることから、利用の増加を見込んだ目標量を設定しています。

また、法人が後見人の役割を担う法人後見支援事業についても、社会福祉法人等の団体へ働きかけを行い、法人後見事業の実施促進に努めます。

【サービスの実績量及び目標量】

サービス名	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
成年後見制度利用支援事業	実利用人数 ／年	2	0	0	2	3	4
成年後見制度法人後見支援事業	設置有無	無	無	無	無	無	有

(5) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳者の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

また、北海道でも手話言語条例の制定を予定するなど、手話を用いての意思疎通の重要性が再確認されており、本市においても手話通訳者の設置を検討してまいります。

【サービスの実績量及び目標量】

サービス名	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
意思疎通支援事業	手話通訳者設置人数 ／年	0	0	0	0	0	1
	実利用人数 ／年	1	1	1	1	1	1

※手話通訳者設置人数は、市で雇用する手話通訳者数で、現在、本市においては、紋別市手話の会などの手話通訳者を派遣する事業で対応しています。

【サービス量確保のための方策】

○成年後見制度利用支援事業について、制度の周知、利用者には、各関係機関とのネットワークにより連携を図り、適切な支援を行います。

○意思疎通支援事業について、制度の周知により、利用の促進を図るとともに、手話通訳者の人材確保に努めます。

(6) 日常生活用具給付等事業

重度障害のある人に対し、日常生活での便宜を図るため、自立支援用具等の給付を行います。

排泄管理支援用具(ストーマ装具)の給付件数が高く、現在の給付状況を踏まえ、目標量を設定しています。

【サービスの実績量及び目標量】

サービス名	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
日常生活用具給付等事業	年/件	780	831	829	830	830	830
介護訓練支援用具	年/件	0	1	1	1	1	1
自立生活支援用具	年/件	10	17	14	14	14	14
在宅療養等支援用具	年/件	2	1	2	2	2	2
情報・意思疎通支援用具	年/件	2	1	2	2	2	2
排泄管理支援用具	年/件	766	810	810	810	810	810
住宅改修費	年/件	0	1	0	1	1	1

【サービス量確保のための方策】

○障害のある人が、生活の質の向上を図ることができるよう、適切な日常生活用具等の給付を行います。

(7) 手話奉仕員養成研修事業

【手話奉仕員養成研修事業の内容】

サービス名	内 容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害のある人との交流活動の促進、手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。

【サービス量確保のための方策】

○手話奉仕員養成研修事業について、現在、本市において、事業の実施はありませんが、広く手話を広めるため、専門性の高い手話奉仕員養成研修事業ではなく、一般向けの初級者講習の形で、紋別市手話の会、北海道ろうあ連盟等関係機関と協議を進め実施に向け検討してまいります。

【サービスの実績量及び目標量】

サービス名	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
手話奉仕員養成研修事業	登録人数 /年	0	0	0	0	0	0

(8) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある人に、社会生活上必要な外出や、余暇活動などの社会参加のための外出の際に介助支援を行います。

【サービスの実績量及び目標量】

サービス名	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
移動支援事業	実利用人数 /年	44	44	44	44	44	44
	利用時間 /年	1892	1902	1892	1892	1892	1892

【サービス量確保のための方策】

○移動支援事業について、利用者のニーズに対応するため、引き続き移動支援事業者の確保に努めます。

(9) 地域活動支援センター事業

障害のある人に、創作的活動や生産活動の機会の提供、地域社会との交流の促進などの支援を行います。

【サービスの実績量及び目標量】

サービス名	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
地域活動支援センター事業	事業箇所	3	3	3	3	3	3
	実利用人数 ／年	40	42	46	47	48	49

【サービス量確保のための方策】

○地域活動支援センター事業について、障害のある人の地域における交流の場として、より一層の充実を図り、利用者の確保に努めます。

(10) その他の地域生活支援事業

① 日中一時支援事業

障害のある人の日中における活動の場を確保するとともに、家族の一時的休息のため、日中の一時的な見守り等の支援を行います。

実施事業所が増加していることから、利用の増加を見込んでいます。

【サービスの実績量及び目標量】

サービス名	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
日中一時支援事業	事業箇所	6	8	9	9	9	9
	実利用人数 ／年	37	44	46	48	50	52

② 訪問入浴サービス事業

身体に重度の障害のある人で、自力あるいは家族の介護で入浴ができない場合、居宅に訪問し入浴サービスを提供します。

【サービスの実績量及び目標量】

サービス名	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
訪問入浴サービス事業	実施有無	有	有	有	有	有	有

【サービス量確保のための方策】

○障害のある人が、必要なサービスを利用できるよう、事業内容の周知を図るとともに、今後のニーズの拡大や課題等に応じて、事業内容の拡充や新たな事業の実施について検討してまいります。

3 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る成果目標

国の基本指針に基づき、平成32年度に向けた本市の数値目標を次のように定めます。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

施設入所者における地域生活への移行目標値については、平成28年度末時点の入所者数のうち、平成32年度末において9%以上の人グループホーム等への地域生活へ移行すること、また、平成32年度末の入所者数が、平成28年度末の入所者数から2%以上減少することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定することとされています。

本市では、受け入れ可能なグループホーム等の整備が、徐々に進んでいるものの、地域生活への移行は進んでいない状況にあり、今後、入所者の地域移行が図られるよう、受け入れ体制の確保に努めてまいります。

平成32年度末の地域生活へ移行する人の目標値を8人とし、施設入所者の減少見込数の目標値を2人と設定します。

項目	数値	備考
平成28年度末の施設入所者数 (A)	86人	平成28年度末の施設入所者数
目標値 (B) 地域生活移行者数	8人	(A)のうち、平成32年度末までに地域生活へ移行する人の目標数
平成32年度末の施設入所者数 (C)	84人	平成32年度末の利用人員見込 (B及び新たな入所者数等を勘案)
目標値 (D) 入所者減少見込	2人	差引減少見込数 (A-C)

(2) 入院中の精神障害のある人の地域生活への移行

国の基本指針に基づき北海道が目標値を設定することとされており、本市では、北海道の数値目標を踏まえながら、相談支援や就労支援体制等の充実に努め、退院可能な精神障害のある人の地域移行の促進を図ります。

(3) 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設から一般就労への移行目標値については、平成32年度において施設を退所し、一般就労へ移行する人の数を平成28年度実績の2倍以上とし、就労移行支援事業の利用者数を平成32年度において、平成28年度利用者数の2割以上増加することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定することとされております。

本市では、平成28年度に福祉施設から一般就労へ移行した人は0人で、一般就労への移行は依然として厳しい状況にあり、また、平成28年度の就労移行支援事業利用者数も1人と少ない状況となっています。

今後、就労移行支援事業所等との連携を密にし、また、企業へ障害のある人の雇用に対する理解を深める啓発活動を実施するなど、一般就労への移行促進に努めます。

平成32年度の一般就労へ移行する人の目標値を3人とし、就労移行支援事業利用者数の目標値を5人と設定します。

・一般就労移行者数

項目	数値	備考
平成28年度の一般就労移行者数	0人	平成28年度において福祉施設を退所し、一般就労した人の数
目標値 平成32年度の一般就労移行者数	3人	平成32年度において福祉施設を退所し、一般就労する人の数

・就労移行支援事業所利用者数

項目	数値	備考
平成28年度就労移行支援事業所利用者数	1人	平成28年度末において就労移行支援事業所を利用した人の数
目標値 平成32年度就労移行支援事業所利用者数	5人	平成32年度末において就労移行支援事業所を利用する人の数

第3章 紋別市障害者自立支援協議会

1 協議会の目的

相談支援体制や地域の障害福祉を推進する中核的な役割を果たす機関として、福祉関係者の連携・情報の共有化及び障害福祉の課題について協議を行い、障害のある人の地域生活を支援することを目的としています。

○協議会の構成

- ① 定例会議
- ② 個別支援会議

○協議会の委員

- ① 相談支援事業者
- ② 障害者福祉施設・障害福祉サービス事業者
- ③ 保健・医療関係者
- ④ 教育・雇用関係者
- ⑤ 企業
- ⑥ 障害者関係団体
- ⑦ 学識経験者

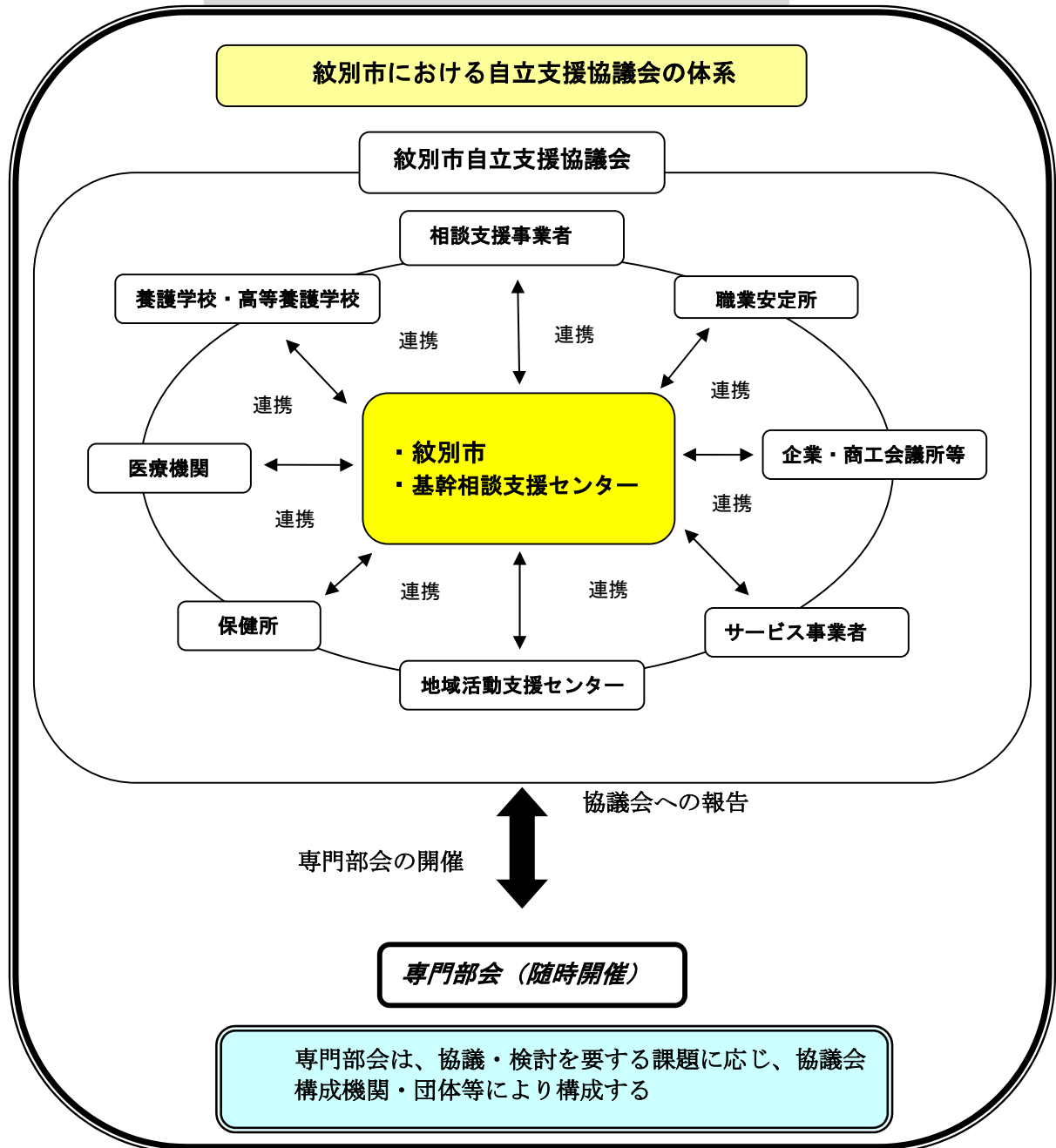
2 協議会における協議事項

- ① 障害のある人への地域生活を支援するための方策に関する協議
- ② 困難事例への対応のあり方に関する協議、調整
- ③ 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
- ④ 地域の社会資源の開発、改善
- ⑤ 分野別専門部会等の設置、運営
- ⑥ 障害者計画等の推進等に関する協議
- ⑦ その他障害者の自立に関し必要と認められる事項

3 紋別市障害者自立支援協議会の今後の取り組み

課題に応じた個別の専門部会を活用し、協議会を中心とした関係機関のネットワーク強化に取り組みます。

紋別市障害者自立支援協議会のイメージ図



第4章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画は、障害福祉サービス等の充実などを適正かつ計画的に推進するとともに、障害のある人が住み慣れた地域で自立した日常生活が送れるよう、市民や関係機関・団体、行政、企業、地域などと連携・協働しながら計画の推進に努めます。

2 計画の推進体制の方策

(1) 障害のある人の人権の尊重と権利擁護

障害の有無に関わらず誰もが基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、地域で安心して生活ができるよう、障害者団体や関係機関等と連携し、市民や地域団体に対して、障害のある人への理解を深めるための啓発活動を推進していきます。

また、障害者虐待防止法に基づき、障害者虐待防止センターを中心に、関係機関等により構成されたネットワークを活用し、障害のある人等に対する虐待の防止や早期発見等の虐待防止に向けた取り組みを進め、判断能力の不十分な障害のある人が安心して財産管理等や障害福祉サービス等の利用ができるよう、成年後見制度の周知及び利用促進を図ります。

(2) サービスの充実と利用促進

サービス内容の充実やサービス事業の拡大を、適正かつ計画的に進めるとともに、障害のある人が安心して必要とするサービスを利用できるよう、利用する人の権利擁護やサービス提供事業所などの資質向上を図りながら、福祉サービスの利用促進に努めます。

(3) 従事者などの確保と資質の向上

福祉サービスの向上を図るため、従事者やボランティアなどの育成と確保を図るとともに、福祉に携わる市職員・従事者などの資質の向上に努めます。

(4) 行政と地域の連携

各福祉計画及び関係する市の計画などを基に、行政と地域が一体となって連携・協働し、障害のある人を支援しながら、すべての市民が自立した生活を送れる地域福祉のまちづくりを推進します。

(5) 適正な財源確保と事業への柔軟な対応

国及び道の交付金の見直しや補助金額削減などにより、本市の財政状況は依然厳しい状態が続いています。

このため、本市の状況を踏まえ、事業実施に向けて適正な財源確保に努めるとともに、国及び道の事業動向等を的確に捉え、柔軟に対応するよう努めます。

3 計画の点検と管理

本計画は「紋別市障害者自立支援協議会」において、進捗状況の把握・点検を毎年度行い、計画の見直し時期には、その進捗状況、事業実績、未実施事業などを報告するとともに、当事者や当事者団体、障害福祉関係事業所等の意見を、計画に係る内容について集約し参考としながら、次期計画の策定に努めます。